

生物多様性国家戦略の主要新規事項（案）

4つの基本戦略ごとの主要新規事項

生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略の策定（法定化）にあたっては、第三次生物多様性国家戦略（以下、「三次戦略」）をベースとして、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に向けての取組等を視野に必要な事項を追加し、内容の充実を図ることとしている。

今般、新たに追加・改定すべき主たる事項について、三次戦略の「4つの基本戦略」に即して整理した。

4つの基本戦略：100年先を見通したうえで、三次戦略策定後5年間程度の間重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を定めている。

基本戦略1：生物多様性を社会に浸透させる

<三次戦略の概要>

私たちのいのちと暮らしを支えている生物多様性の保全の重要性が、子供たちの世代も含めて広く一般的な認識となるよう、社会に浸透させていきます。

身近な暮らしに結びつけた広報の展開。

地方自治体による生物多様性戦略づくりの促進、企業活動ガイドラインの作成、市民参加型調査の促進。

教育・学習や農山漁村宿泊体験の促進、生物多様性に配慮した消費行動の提案。

<主要新規事項>

1.1 生物多様性の社会における「主流化」の促進

2010年のCOP10の開催、国際生物多様性年も契機に、生物多様性基本法に定められた国民、事業者、地方公共団体等の責務の円滑な実施を支援・促進し、多様な主体が必要な活動を見出し、行動していく社会を実現するため、生物多様性広報・参画推進委員会における検討を中心に、生物多様性の社会における「主流化」を体系的に促進する。

当面取り組むべき、具体的施策の例は以下のとおり。

（国民への普及啓発）

- ・地球いきもの応援団の活動の強化
- ・生物多様性コミュニケーションワードの普及
- ・国民行動リストの拡充とその具体化

（事業者等の取組の促進）

- ・生物多様性民間参画ガイドラインの普及等

(各主体をつなぐ取組の促進)

- ・生物多様性に配慮した“賢い消費者”の育成
- ・生物多様性に配慮した取組を普及するための総合展示会の開催
- ・「生きものマーク」の活用による生物多様性保全に貢献する我が国の農林水産業に対する理解の促進
- ・環境に配慮した不動産市場の形成に向けた方策の検討

1.2 地域レベルの取組の促進・支援

- ・「都市と生物多様性」等の国際的な動向も踏まえつつ、生物多様性地域戦略策定の手引きを活用して地域戦略策定を促進
- ・生物多様性保全推進支援事業による地域における生物多様性保全の取組の支援
- ・地域レベルの生態系ネットワークの構築の推進

1.3 エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズムの推進

平成20年4月のエコツーリズム推進法の施行、同年6月のエコツーリズム推進基本方針の閣議決定を受け、エコツーリズムの効果的な推進により、自然環境の保全と環境教育を推進するとともに、地域固有の魅力を見直し、持続的な地域づくりの実現を図る。

基本戦略2：地域における人と自然の関係を再構築する

<三次戦略の概要>

今後、人口が減少に向かい高齢化が進む中で、人と自然の関係を再構築していきます。

未来に引き継ぎたい重要な里地里山の選定や新たな利活用策の検討、クマやシカなどが人里に出てきにくい地域づくり。

生きものの生息・生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業の推進と農山漁村の活性化。

トキやツシマヤマネコなどの野生復帰の推進、ブラックバスなど外来種対策の充実。

<主要新規事項>

2.1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく鳥獣被害防止の推進

「鳥獣被害防止特措法」により、市町村が作成する被害防止計画に基づく、鳥獣との共存に配慮した里地里山の整備による生息環境管理、捕獲による個体数調整や防護柵の設置による被害防止等の取組を総合的に支援する。

2.2 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進

農林水産省において外部有識者の検討によりとりまとめられた「森林におけ

る生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」を踏まえ、森林・林業関係者をはじめとする国民の森林の生物多様性に対する理解の促進を図るとともに、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用に向け、関係者との連携により必要な取組を推進する。

2.3 絶滅のおそれのある種の保存施策の充実方策の検討

平成21年1月に策定した「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」に基づき、動物園、植物園等と連携した希少野生動植物の生息域外保全の取組を推進する。

種の保存法の施行状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

2.4 自然共生社会と循環型社会の統合的な取組の推進

平成20年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、資源採取に伴う自然破壊の防止や自然界における適正な物質循環の確保に向け、自然界で再生が不可能な資源の効率的な使用や廃棄物の最終処分量の抑制、自然界での再生が可能であるバイオマスの持続可能な利活用を推進するといった循環型社会の構築に関する取組を生物多様性に配慮しつつ統合的に推進する。

基本戦略3：森・里・川・海のつながりを確保する

<三次戦略の概要>

それぞれの地域での取り組みだけでなく流域全体を視野に入れて、さまざまなスケールで森、里、川、海を連続した空間として保全・再生していきます。

国立・国定公園などの保護地域を核とした生態系ネットワークの具体化、自然再生の推進。

多様な森林づくり、都市内の水と緑のネットワークの形成、河川、湿原、水田など水系のネットワークづくり。

漁業などの多様な利用と両立する自主的な資源管理や海域保護区のあり方の検討など、沿岸海洋域の保全・再生。

<主要新規事項>

3.1 自然公園法・自然環境保全法の改正を踏まえた取組の推進

平成21年6月の自然公園法及び自然環境保全法の改正を受け、海域公園地区制度等の活用による海域保全の充実及び生態系維持回復事業制度を活用したシカの食害や外来種の侵入等による生態系被害の防止等を推進する。地域の住民や企業・団体等の参画も得ながら、これらの施策に取り組むこと等により、生物多様性保全の屋台骨である国立公園等の地域の保全について、より一層の推進を図る。

3.2 自然再生基本方針の見直しを踏まえた自然再生の推進

自然再生推進法の施行状況の点検、自然再生基本方針の見直しを踏まえ、地域の自然再生の取組の効果的な推進、広域的な取組の強化、自然環境学習・研究の推進を図ることにより、自然再生の持続的な実施を図る。

基本戦略4：地球規模の視野を持って行動する

< 三次戦略の概要 >

わが国は、世界の生物多様性に影響を与えています。このことを認識し、地球規模の視野をもって行動していきます。特に、アジア太平洋地域の生物多様性の保全についてリーダーシップを発揮し、国際的な連携を進めます。

自然との共生のモデル「SATOYAMAイニシアティブ」の世界への発信。

2010年目標の達成に向けて、わが国の生物多様性の全体像を把握するための総合評価の実施。

モニタリングの充実を含む生物多様性の観点からの、地球温暖化の緩和への貢献と影響への適応。

サンゴ礁や渡り鳥の保全などの国際協力の推進。

< 主要新規事項 >

4.1 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の成功

議長国として、2010年に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を成功させる。

COP10の主要議題のひとつである「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」、遺伝子組換え生物に係るカルタヘナ議定書「責任と救済」に関する議論とそれに関連するCOP10における決定の実施に対して貢献する。

また、COP11(2012年)までのCOP議長国期間中及び議長国期間終了後、日本の国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムや持続可能な農林水産業など我が国の先進的な取組を国内外に発信すること、途上国に対して、「ポスト2010年目標」の達成のために必要な支援を強化することなどにより、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を国際的に主導する。

4.2 2010年目標の評価と新たな条約戦略計画検討への貢献

「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」の我が国の達成状況について評価を行い、その状況も踏まえて、COP10に向けた新たな条約戦略計画の策定と「ポスト2010年目標」に対する我が国からの提案の検討等を通じ、国際的議論の進捗に貢献する。

ポスト2010年目標については、関係者との意見交換を行いつつ検討を進め、野心的でわかりやすく計測可能な目標を日本から提案し、COP10における議論をリードする。

4.3 生物多様性における経済的視点の導入

生物多様性・生態系サービスの損失に関する経済的分析を行う国際イニシアティブである「生態系と生物多様性の経済評価（TEEB）」のとりまとめ作業に連携協力するための、経済評価に関する研究プロジェクトを推進する。

さらに、TEEBの評価の結果、上記の研究プロジェクトの成果等を活用し、国際的な議論の動向も踏まえて、生物多様性の保全と持続可能な利用に経済的視点を導入した、国内における効果的な政策オプションの検討に着手する。

4.4 生物多様性施策の推進に必要な科学的な基盤の強化

気候変動の影響をはじめ、地球規模での生物多様性モニタリングのネットワーク化の推進を通じて、科学的な基盤の強化に貢献する。

具体的には、既存の地球規模生物多様性モニタリングの枠組みと連携し、アジア・太平洋地域における生物多様性モニタリングネットワーク構築の支援、情報の収集、蓄積及び提供を促進し、東・東南アジア地域において、生物多様性保全施策に必要な情報の整理と提供、分類学の人材育成・能力向上等を推進する。

また、国内においては、関係省庁、各種団体、研究機関、市民等が所有する既存の生物多様性に関する情報について、関係機関が連携してネットワーク化、統合的な管理を進めるとともに、国民による生物多様性に関する様々な情報の収集を関係機関が連携して進めることにより、我が国として、気候変動等の地球規模の環境変化の指標ともなる生物多様性の変化を把握できるセンサーとしての機能を果たすことが期待される。このような取組を推進する中心的機構の整備について検討する。

4.5 科学と政策のインターフェース（接点）の強化

政策決定プロセスにおける科学や科学者の活用を促進するために、科学と政策のインターフェースを強化する必要があることから、生物多様性版IPCCと言われる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES）」の設立に関する国際的な検討プロセスに積極的に関与し、効果的、効率的な枠組となるよう貢献する。

4.6 SATOYAMAイニシアティブの推進

里山等の生物多様性保全と両立した持続可能な自然資源の利用・管理に貢献するため、国内外においてSATOYAMAイニシアティブを推進する。

さらに、COP10を契機にSATOYAMAイニシアティブを国際的に促進し、多様な主体の支持・参加を得た国際協調の枠組みとして、「SATOYAMA国際パートナーシップ（仮称）」を設立するため、国内外で専門家会合やワークショップを開催する。

4.7 気候変動への対応の強化

気候変動による生物多様性の影響の緩和について、G8北海道洞爺湖サミット（平成20年7月）の合意に基づき、温室効果ガス排出量の削減と生物多様性

の保全及び持続可能な利用の両者に資するような手法（コベネフィット・アプローチ）を検討・推進する。

また、気候変動への適応策について、これまでの検討状況、G8イタリア・ラクイラサミット（平成21年7月）で支持された生物多様性に関する「シラクサ宣言」（平成21年4月）の合意等を踏まえて施策の充実を図る。

・ 生物多様性国家戦略の目次構成と三次戦略からの主要な変更点

三次戦略の目次構成に沿って、今回の戦略における主要な変更点を示した。
なお、今後戦略素案の執筆を行う中で、目次構成等についても下記以外の変更を行うことがあり得る。

前 文

(生物多様性条約と国家戦略)

三次戦略の記述を基本的に維持

(生物多様性基本法の制定・施行)

新規項目：基本法の目的や考え方を記述

(これまでの生物多様性国家戦略)

(生物多様性国家戦略と新・生物多様性国家戦略) から変更し、生物多様性国家戦略から三次戦略までの特徴について記述

(第三次生物多様性国家戦略の策定の経緯)

今回の国家戦略策定（法定化戦略）の経緯についての記述に変更

(第三次生物多様性国家戦略の性格、役割)

今回の法定化を踏まえて変更部分を修正

(各主体の役割)

三次戦略の記述を基本的に維持

(実施状況の点検と見直し)

C O P 10 終了後にC O P 10 の議論も踏まえて戦略の見直しに着手することについて言及

第 1 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第 1 章 生物多様性の重要性と理念

第 1 節 地球上の生命の多様性

第 2 節 いのちと暮らしを支える生物多様性

第 3 節 生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念

第 2 章 生物多様性の現状と課題

第 1 節 生物多様性の危機の構造

三次戦略の記述
を基本的に維持

第2節 地球温暖化と生物多様性

- ・ 地球温暖化による生物多様性への影響に、最近得られた新たな知見に基づく事例を追加
- ・ 地球温暖化の緩和・適応等の対応について内容の充実を検討

第3節 3つの危機の背景

- ・ 三次戦略の記述を基本的に維持

第4節 生物多様性の現状

- ・ 新たなデータ等のある事項について改訂

第5節 生物多様性の保全の状況

1 生物多様性の保全に関する制度の概要

- ・ 新たに制定・施行された生物多様性基本法及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律を追記
- ・ 改正された自然環境保全法及び自然公園法等についての説明を追加
- ・ 生物多様性国家戦略と国が定める各種計画が国家戦略を基本として定められる（基本法12条）ことを明記

2 生物多様性の保全に資する地域指定制度の概要

- ・ 自然環境保全法、自然公園法の改正により創設された「海域公園地区制度」等について追記

3 地方公共団体による取組

- ・ 地方公共団体による生物多様性に係る計画の策定状況等について現在の状況を踏まえ更新
- ・ 生物多様性基本法における生物多様性地域戦略の位置づけ（努力義務）を記述
- ・ 関連する国際的動向として、COP9における「都市・地方政府の参加促進決議」を紹介
- ・ 関連する国の取組として、生物多様性地域戦略策定の手引きについて説明

4 企業による取組

- ・ 経団連による「日本経団連生物多様性宣言」の策定等を追加
- ・ COP9における「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」の「リーダーシップ宣言」への日本企業の参加・署名について紹介
- ・ 関連する国の取組として、「生物多様性民間参画ガイドライン」について説明

5 NGOなどによる取組

- ・ NGOの最近の取組状況として、NGOのネットワーク組織（生物多様性条約市民ネットワーク）の事例を紹介

第3章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標

第1節 目標と評価

1 3つの目標

- ・ 長期的な目標であり、三次戦略の記述を基本的に維持

2 生物多様性条約2010年目標とわが国の生物多様性総合評価

- ・ 2010年目標の達成状況の評価について、最新の状況を反映
- ・ 2010年以降の世界目標（ポスト2010年目標）の設定等、条約戦略計画の改定について、我が国の特徴や経験を活かして具体的な提案を行うことについて追加

第2節 生物多様性から見た国土のランドデザイン

1 生物多様性から見た国土のとらえ方

2 基本的な姿勢

3 国土の特性に応じたランドデザイン

(1) 奥山自然地域

(2) 里地里山・田園地域

(3) 都市地域

(4) 河川・湿原地域

(5) 沿岸域

(6) 海洋域

(7) 島嶼地域

100年先を考えた国土のランドデザインであり、三次戦略の記述を基本的に維持

第4章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

第1節 基本的視点

- ・ 三次戦略の記述を基本的に維持

1 科学的認識と予防的順応的態度

2 地域重視と広域的な認識

3 連携と協働

4 社会経済的な仕組みの考慮

5 統合的な考え方と長期的な観点

第2節 基本戦略

1 生物多様性を社会に浸透させる

- ・ 生物多様性の認知度について最新の世論調査の結果を引用

< 広報の推進と官民パートナーシップ >

- ・ 広報の推進に関する考え方・取組について、これまでの「生物多様性広報・参画委員会」の議論等を踏まえて記述

< 地方公共団体、企業や民間の参画 >

- ・ 地方公共団体、事業者並びに国民及び民間の団体の責務について、生物多

様性基本法の規定を踏まえて一部修正

- ・ 「生物多様性地域戦略策定の手引き」、「生物多様性民間参画ガイドライン」の策定状況や内容を反映
 - ・ 生物多様性保全推進支援事業の開始を踏まえ、地域の活動の支援について記述
 - ・ 経団連生物多様性宣言を紹介
 - ・ 生物多様性に配慮した取組の促進策（展示会開催、認証マーク、環境に配慮した不動産市場の形成）等について記述
- <教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換>
- ・ エコツーリズムの推進について記述

2 地域における人と自然の関係を再構築する

<里地里山の保全や野生鳥獣との共存>

- ・ 里地里山の保全・再生について、取組状況を踏まえた今後の方向性を反映
- ・ 鳥獣被害防止特措法の施行を踏まえて鳥獣被害防止の推進について追記

<生物多様性の保全に貢献する農林水産業>

- ・ 「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進法策について」等を踏まえ、今後の森林管理の方向性を追記

<野生復帰や外来種対策による多様な野生生物をはぐくむ空間づくり>

- ・ 生息域外保全に関する基本方針に基づく動物園、植物園等と連携した生息域外保全の充実を追加
- ・ 外来生物法施行後5年を経過することから、同法の施行状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずることについて追加
- ・ 種の保存法の施行状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずることについて追加

<自然共生社会と循環型社会の統合的な取組の推進>

- ・ 新規項目：平成20年3月に閣議決定された「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、循環型社会の形成と生物多様性に関する取組を統合的に推進することについて説明

3 森・里・川・海のつながりを確保する

<生態系ネットワークと保護地域及び自然再生>

- ・ 自然公園法の改正により創設された「海域公園地区」の指定の積極的な検討等について追記
- ・ 自然公園法の改正を踏まえ、国立公園等におけるシカ食害対策等の生態系の維持回復について追記
- ・ 既に検討を行った自然再生推進法の施行後5年の検証と推進方策の検討についての記述は削除

<森林の保全・整備>

- < 都市緑地の保全など >
- < 河川・湿原などの保全・再生 >
- < 沿岸・海洋域の保全・再生 >
- ・ 海域公園地区制度を活用した海域保全の強化について追記
- 4 地球規模の視野を持って行動する
 - ・ 2010年愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議を議長国として成功させることを追加
 - ・ C O P 10の主要議題に関する議論と決定事項の実施に対する貢献を追加
 - ・ 2012年までの議長国期間中、我が国の先進的な取組を対外的に発信しつつ、生物多様性保全と持続可能な利用のための取組を国際的に主導することを追加
 - < 里地里山など自然との共生のモデルの世界への発信 >
 - ・ S A T O Y A M A イニシアティブについて、現在の検討状況を踏まえた今後の取組の方向性を記述
 - < 生物多様性の総合評価や温暖化影響を含むモニタリングなどの実施 >
 - ・ 生物多様性条約2010年目標の評価について最近の状況を反映
 - ・ ポスト2010年目標等の新たな条約戦略計画検討への貢献について追加
 - < 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応 >
 - ・ 温暖化影響の緩和策と適応策について、これまでの検討成果等を踏まえた内容の充実を検討
 - < 国際協力の推進 >
 - ・ < 二国間・多国間ネットワークなど国際協力の推進 > から変更し、C O P 10や国際生物多様性年を契機とした様々な国際貢献・国際協力の推進等について内容の充実を検討
 - ・ 地球規模の情報基盤の整備に関する記述については、< 科学的基盤及び政策と科学のインターフェースの強化 > として新規項目を追加し、アジア・太平洋地域における生物多様性モニタリングネットワーク構築の支援、「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（E S A B I I）」や「生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（I P B E S）」等の新たな国際的な枠組みを踏まえた取組の方向性について説明

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2部については、参考までに、三次戦略の目次構成を抜粋した。今後、前述の「4つの基本戦略」の変更及び三次戦略策定以降の取組の進捗等を踏まえた新たな取組を追加するとともに、状況の変化を踏まえた修正を行う。

まえがき

第1章 国土空間的施策

(広域連携施策)

第1節 生態系ネットワーク

1 生態系ネットワーク形成の推進

第2節 重要地域の保全

- 1 自然環境保全法に基づく保全
- 2 自然公園
- 3 鳥獣保護区
- 4 生息地等保護区
- 5 名勝・天然記念物、文化的景観
- 6 保護林、保安林
- 7 緑地保全地域など
- 8 ラムサール条約湿地
- 9 世界遺産
- 10 生物圏保存地域

第3節 自然再生

- 1 自然再生の着実な実施
- 2 自然再生の新たな取組の推進

第4節 農林水産業

- 1 農林水産業と生物多様性

(地域空間施策)

第5節 森林

- 1 森林

第6節 田園地域・里地里山

1 田園地域・里地里山

第7節 都市

- 1 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定
- 2 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進
- 3 緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など

第8節 河川・湿原など

- 1 生物の生息・生育環境の保全・再生
- 2 水環境の改善
- 3 住民との連携・協働
- 4 河川を活用した環境教育や自然体験活動
- 5 河川環境に関する調査研究

第9節 沿岸・海洋

- 1 沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全
- 2 里海・海洋における漁業
- 3 海岸環境
- 4 港湾環境
- 5 海域汚染対策

第2章 横断的・基盤的施策

第1節 野生生物の保護と管理

- 1 絶滅のおそれのある種の保存
- 2 野生鳥獣の保護管理
- 3 生態系を攪乱する要因への対応
- 4 動物の愛護と適正な管理

第2節 遺伝資源などの持続可能な利用

- 1 遺伝資源の利用と保存
- 2 微生物資源の利用と保存
- 3 バイオマス資源の利用

第3節 普及と実践

- 1 普及広報と国民的参画

- 2 経済的措置
- 3 自然とのふれあい
- 4 教育・学習
- 5 人材の育成

第4節 国際的取組

- 1 アジアなど周辺諸国との連携及び国際的リーダーシップの発揮
- 2 生物多様性関連諸条約の実施
- 3 国際的プログラムの実施
- 4 開発途上国への協力

第5節 情報整備・技術開発

- 1 生物多様性の総合評価
- 2 調査・情報整備の推進
- 3 研究・技術開発の推進

第6節 地球温暖化に対する取組

- 1 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応

第7節 環境影響評価など

- 1 環境影響評価
- 2 環境影響の軽減に関するその他の主な取組